

LCIA

The International Dispute Resolution Centre
8 Breems Buildings
Chancery Lane
London EC4A 1HP

Tel: +44 (0)20 7405 8008
Fax: +44 (0)20 7405 8009
<http://www.lcia-arbitration.com/lcia/>
E-mail: lcia@lcia-arbitration.com

SOFTIC シンポジウム 2002

「IT時代の紛争解決メカニズム」

東京 - 2002年11月15日

ロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA) の見解

新 LCIA の概略

国際的信用

LCIA は、商事紛争の解決のための最も古くからある国際機関の 1 つである。これは最も現代的で前向きの機関でもある。その組織、運営、方向、そして提供するサービスは、世界全体に広がっている。

LCIA はロンドンに基盤を置いているが、純粋に国際的な機関であり、すべての当事者のために、その場所を問わず、法制度の種類に関わらず、紛争解決手段の効率のよい、柔軟かつ公平な管理を行っている。

その運営全体および方向は、紛争当事者がその世界的信用と不偏性に完全な信頼を寄せられることを保証するように考えられている。

組織

LCIA は、会社、仲裁裁判所および事務局という 3 層構造で運営される。

会社

LCIA は非営利の、有限責任保証会社である。LCIA 役員会は、LCIA の事業の運営と発展、そして適用される会社法の遵守に携わる。役員会は主として、ロンドンに基盤をもつ仲裁専門家から構成される。

役員会は、LCIA の管理機能の実施には適切な関心を維持しているが、仲裁や調停の管理には積極的役割をもたない。

仲裁裁判所

1985 年の LCIA 仲裁裁判所の設立は、LCIA の国際化に向けての大きなステップであった。

LCIA 裁判所は 35 名のメンバーから構成され、世界の主な商業圏からの、商事仲裁の主要な専門家のバランスを取るよう選択されている。LCIA 裁判所内の英国人メンバーは 25% に制限される。他のメンバーには、ハンガリー、オーストラリア、ナイジェリア、米国、チュニジア、中国などの遠方からの人もいる。

LCIA 裁判所は、LCIA 規則の適切な適用に関する最終的な権威である。その主たる機能は仲裁法廷の指名、仲裁人の忌避に対する判断、そして費用の管理である。LCIA 裁判所の機能は、LCIA 裁判所の名のもとに、会長もしくは副会長によって、または会長もしくは副会長を含む 3 から 5 名のメンバーからなる LCIA 裁判所の部によって、または事務機能の場合には事務局長によって実施される。

個別に慎重に選択された適切な仲裁法廷は、道理に合った、うまく書かれた、当事者が信頼をもちえる、外部審査の必要がない仲裁判断を下すというのが、LCIA の見解である。したがって、LCIA の仲裁判断に対する LCIA 裁判所による審査はなく、当事者は仲裁費用の支払いのみを条件として、仲裁判断を迅速に受ける。

事務局

事務局長を最高責任者とする LCIA 事務局は、ロンドンの国際紛争解決センターに基盤を置く。自身の規則下でのものか否かに関わらず、LCIA に付託されたすべての仲裁および調停の日々の管理に責任を負う。

LCIA は世界中に、国際利用者会議を設立した。これは LCIA に、他の法域における発展について情報を伝え、ロンドンの事務局に現地でのサポートと助言を提供する。

利用者会議には、欧州と中東を対象とする欧州会議、北米および隣接諸国を対象とする北米会議、東南アジアおよび環太平洋を対象とするアジア太平洋会議、アフリカ全体を対象とする汎アフリカ会議、そして中南米とカリブ海諸国を対象とするラテンアメリカ会議がある。

LCIA の紛争管理には非常に柔軟性がある。すべての紛争に専用コンピューターとハード・コピーのファイル、そしてコンピューター化された元帳が割り当てられる。すべての紛争がコンピューターによりモニターされるが、事務的なサポート・レベルは、当事者および仲裁人のニーズと希望、および個々の紛争の状況に応じて調整される。

LCIA はまた、自身の規則に基づく仲裁の実施に限らない、幅広い管理サービスを行う。たとえば、UNCITRAL 規則による仲裁において、単なる指名機関としてではなく、しばしば管理者として行動している。また、大規模な建設やインフラストラクチャーのプロジェクトにおける、個別の紛争解決規定も管理する。

また LCIA は世界全体でサービスを提供し、英国以外の他の多くの法域での仲裁を管理する。

事務局は、適切な監督がないために手続がもたつかないように、要求された場合には、最低限の事務手続きで、当事者および弁護士を速やかに支援することを目指す。

事務局はまた、ビデオや電話会議、リアルタイムの記録、同時通訳など、審理や会合のためのすべての必要な支援を手配する。

事務局は毎日、情報を求める多くの要請を受け取る。これらの照会の多くは、予定か進行中かに関わらず、LCIA での紛争には関係していない。LCIA は、民間の紛争解決一般を推進するために、無料で情報サービスを提供している。

場所

LCIA がロンドンをベースにしていることは、世界のどの場所の仲裁や調停の管理にとっても障害にはならないが、ロンドン、世界最高の仲裁地の 1 つとして認められている。

ロンドンのシティは、金融と商業のセンターとしてほとんど並ぶものがない重要性をもっている。ロンドンでは弁護士事務所、イングランド法曹協会、その他の専門家組織の中に、仲裁や ADR についての専門家が多数、存在している。欧州内に位置しているということも、専門知識に容易に触れられる理由に大きく貢献している。

ロンドンはまだ、審理の場所や、審理のための幅広い技術的事務的バックアップを提供する国際紛争解決センターの所在地であり、LCIA 事務局が基盤をおく場所でもある。

1996 年の英国仲裁法

仲裁に英国内を選択した当事者に関しては、非常に歓迎された 1996 年の英国仲裁法が、LCIA 規則にも組み入れられている柔軟性と当事者の自主性を保証する。1996 年の法律は、訴訟と比べて仲裁手続を、利用者にとって便利で費用がかからず迅速にする、制度化された規則を支持している。

当事者は、仲裁判断は非常に限定された根拠でのみイギリスの裁判所で異議申し立てができるという、さらに重要な確証を与えられた。これは、紛争は仲裁によって最終的に

解決されるとの意図が実現されるのを保証する。1996年の法律の下では、英国内で下された仲裁判断は、仲裁団が「実質的な裁判権をもっていない」または「重大な手続き上の問題」という根拠だけで異議を申し立てることができる。

仲裁のケースワーク

メジャーな国際的な利用者がその仲裁の管理を LCIA に委託しており、LCIA に付託される紛争の性質と価値は非常に重大である。紛争の多くは技術的にも法律的にも複雑であり、争われている金額は数十億米ドルにもなる。当事者は大陸法の国も英米法の国も含め、非常に多くの法域から来ている。

紛争対象の契約の主題は幅広く多様であり、特に、電気通信、保険、石油や天然ガスの踏査、建設、海運、航空、医薬品、IT、金融、銀行など、国際的な商取引のすべての側面を含んでいる。

料金

LCIA は非営利組織であり、競争力のある料金で、全面的かつ効率のよい管理サービスを提供する。

LCIA の料金、および LCIA が指名する仲裁人が課す報酬は、紛争対象の金額には基づかない。請求（および反対請求）が非常に多額であることは、技術上または法律上、紛争が複雑であることを必ずしも意味せず、仲裁費用は実際に管理者および仲裁人が費やした時間に基づくべきであると LCIA は考える。

LCIA の登録料は 1,500 ポンドであり、仲裁要請の提出時に支払う。その後、LCIA と仲裁人双方に時間料金が適用される。LCIA の料金の一部は仲裁人の報酬を参考にして計算される。LCIA は、（別途の合意がない限り）LCIA が指名する仲裁人が自身の報酬を定める範囲を設定する。

手続をさらに迅速にという傾向の中で、この課金方法は、管理組織としての LCIA や仲裁人への料金を削減することになるだろう。

LCIA は、仲裁費用のために預託された資金を管理するばかりでなく、LCIA に預託した金に生じる、その金額に対応する利率での利子を当事者側に記帳するという便宜も与える。未使用の預託金は返金される。

また LCIA の会計システムは完全に透明である。当事者は、費用について知るために、いかなるときも計算書を求めることができる。いずれにしろ、仲裁人報酬のための支払いは前もって通知され、支払い時に説明される。さらに、LCIA は規則に基づき、各仲裁の費用を適時、決定しなければならない。

LCIA による調停

1999 年末、LCIA はその調停手続を導入した。現在、1 つの組織で調停と仲裁双方を提供している。

LCIA についてのさらなる情報は、LCIA のウェブ・サイト、www.lcia-arbitration.com にアクセスするか、事務局、+44 (0) 20 7405 8008 に連絡すること。

紛争条項の選択

商事紛争の解決手続の変化は利用者によって促されている。訴訟が、国際的事業の多くの分野で傍流となるばかりでなく、現在好まれている、仲裁という拘束力のあるオプションの補助手段として、ますます多くの代替手段が導入されている。

民間の紛争解決プロセスの伝統的な土台（執行力、中立性、機密保持、費用効果、迅速性）に、柔軟性という、ますます重要となる原則が加わっている。

幅広い契約上の紛争においては通常、下記の選択肢が利用されている。

早期中立評価
紛争審査委員会
専門家の判断
調停
裁決
仲裁、および
これらの組合せ

いったん発生してしまった紛争を解決するためのこれらの手続に加えて、紛争回避手段へ向かう傾向が存在する。これは時間が許せば、このセッションのパネル・ディスカッションの1つのテーマになりうる。

契約文書の中でこれら選択肢のうちどれを選択すべきかは、各プロセスでの期待される結果に依存する。

拘束力のある決定が必要か、執行をする目的か、保険のためか。あるいは専門家の意見は十分か。時間が本質的か。どの程度、調査が必要か。たとえばインフラストラクチャーの紛争においては、手続はプロジェクトの跡を追うべきか。契約当事者は何人いるか、幾つの別個の契約が関係しているか。

管理された仲裁オプション

仲裁は依然として、民間による裁定の中で、拘束力のある決定が必要な場合の最もポピュラーな手段だが、そのオプションの中で当事者は、管理された/機関による仲裁を選ぶか、完全にアド・ホックな（自由な）手続を選ぶかという、重要な選択を迫られる。

私はこの機会に、仲裁を選択しようとする場合、以下に記す理由で、管理された仲裁を選ぶことによりかなりの付加価値があるということを示したい。

1. 起草の確実さ

確立している規則を契約に組み入れることによって、当事者は、包括的な、実証済みの、仲裁の場所を問わず依拠することができる条件のセットから安心感が得られ、不確実さの範囲、そしてプロセスの遅れあるいは破綻の危険性を最小限にすることができる。

「アド・ホック」条項はしばしば不十分、あるいは過度に複雑になりうる。

2. 基本への配慮

確立された規則のセットを組み入れることは、自動的にかつ曖昧さなく、下記のような効果的な仲裁手続の基本に配慮することになる。すなわち、

- (a) 仲裁人指名のメカニズムと期間
- (b) 仲裁人に対する忌避の判断
- (c) 仲裁の場所と言語の標準規定
- (d) 暫定措置と保全措置
- (e) 仲裁費用の管理

3. 裁判所に依頼せずに・・・

仲裁地で適用される手続法が、これらの事項について定めていることがある。しかし、手続上の行詰まりごとに国の裁判所の裁判権を惹起するのは面倒であり、時間と費用がかかる。また、裁判所が介入すると機密が保持できなくなる可能性がある。

4. 専門家による管理

一般規定ではなく、UNCITRAL 規則のような制度的な規定は、専門家による管理サービスが受けられるという、さらなる利点ももたらす。「アド・ホック」仲裁では、両当事者の協力の有無に関わらず、しばしば十分には提供できない。

5. 費用効果的な管理

機関の費用は、機関がなければ生じない費用であるという懸念があるかもしれないが、管理はおそらく、管理が専門である機関によって、より効率よく、より費用効果的になされるという事実を考えるべきである。

「アド・ホック」仲裁はそれ自体では動かない。誰かが具体的な問題を処理しなければならない。その任務が仲裁人自身のスタッフ、当事者の法律顧問、あるいは当事者自身に割り当てられるならば、かなりの機会費用や金銭的負担が生じ、しかも専門家ほどうまくできないことがほとんどである。

6. 管理された費用

仲裁機関はまた、自身の管理サービスおよび仲裁人に対して料金の枠組みをもっている。

7. 資金の管理

大きな機関はまた、当事者が預託する金銭の、確実かつ独立した資金保有者としても行動し、それを必要に応じて支払い、保有され支払われる金額を常に当事者に説明する。

8. 仲裁人についての知識

機関は、最も優れた最も適切な資格をもつ仲裁人についての詳しい知識をもち、アクセスの準備ができています。たとえば LCIA は、幅広い法域からの、多様な専門知識そして法律と言語の技能をもつ、約 700 人の仲裁人のデータベースを有している。

機関は、仲裁人のプールの中での発展と個人の進歩を常に探っている。機関はまた、ますます議論を呼ぶようになっている争点を扱うための手続を試し、検討してきた。

9. プロセスの進行を維持する

手続の進行に干渉するのは機関の役割ではないが、両当事者の合意、仲裁人の指示あるいは規則に基づき、機関はプロセスをモニターし、当事者、弁護士、仲裁人を支援し、問題がこじれたときには賢明なヒントを提示することで重要な役割を果たす。

最も強力で経験のある仲裁人でも、指針や支援を求めてしばしば機関に頼る。

逆に、最も強力で経験のある仲裁人でさえも、集中力を欠き、当事者が望むよりも時間をかけがちである。

当事者は当然、気を悪くさせることを恐れて、仲裁人を急がすことにためらいがちになる。機関はしばしば、一步離れた立場から仲裁人を急がせ、仲裁人の不機嫌を引き受ける有用な手段となりうる。

よい事務局は、手続上の問題について、価値のある相談相手になりうる。

10. 関係のバランス

すべての紛争には、少なくとも 2 人の当事者がいる。大部分の紛争では、当事者や弁護士の側に、仲裁プロセスに対する知識、経験あるいは専門的技術のバランスに欠けている。

確立された規則は、適正なプロセスを、またそれによって仲裁プロセスの評判、そして仲裁判断の質と執行力を保証するために、有効に機能しうる。

11. 機関の肩書

大きな機関の下で実施される仲裁は、「アド・ホック」仲裁よりも、当事者や裁判所によって、大きな敬意と信頼をもってみられるという証言もある。

裁判所は、機関による仲裁の文脈に基づき多くの決定を下している。機関が関与しているという事実は、これらの決定において、しばしば好意的に引用されている。

LCIA 規則

私は、手続の迅速化、複数の当事者、仲裁判断の速やかな交付、および費用についての現在の正当な懸念に関係する、幾つかの LCIA の仲裁規則に焦点を当てる。

3 人以上の当事者（第 8 条）

第 8 条は、当事者が多数おり、しかも 2 つの側に分けられない仲裁における、当事者による仲裁人の指名という、議論のある問題を扱っている。

共同原告は、1 つの要請を提出し、1 名の仲裁人を指名することで、自身を一当事者として提示できるが、共同被告は、利害の共通性を否定し、共同で 1 名の仲裁人を指名することに反対することができる。

かかる場合、LCIA 裁判所は、当事者による指名に関係なく仲裁人を任命する。

仲裁法廷の迅速な結成（第 9 条）

仲裁法廷を指名するプロセスは、特に、被告が故意に妨害する場合（原告も遅れることに戦術的利点があると見ている場合でも）長引きうる。第 9 条は、「例外的な緊急性」がある場合の迅速化された指名を定めることにより、このことに配慮している。

当事者は指名の期限を短縮するように、LCIA 裁判所に書面で申請することができる（「例外的な緊急性」があるとの主張を説明する）。LCIA はそれに、自身のみで裁量で同意することができる。

過半数により手続を継続する権限（第 12 条）

仲裁廷 3 名のうちの 1 名の仲裁人が、審議への参加を拒否した場合、残りの 2 名で仲裁を進め、非参加の仲裁人なしで仲裁判断を下すことができる。しかし参加の意図がある 2 名の仲裁人が自分たちだけで進めることを望まない場合には、その 2 名の仲裁人またはいずれかの当事者は、3 人目の仲裁人の指名の撤回、および代替りの人の指名を、LCIA 法廷に申請することができる。

仲裁法廷の追加の権限（第 22 条）

第 22 条は、手続を効率よく迅速かつ効果的に実施するために仲裁法廷が行使できる、有用かつ幅広い権限のチェックリストである。

第 22.1 条 (h) は特に興味深い。当事者の申請に基づき、両当事者にその見解を述べる機会を与えた後、仲裁団は第三者に、当事者として仲裁に加わることを認めることができる。ただし、その第三者および申請者が併合に同意した場合に限る。そして仲裁法廷は、単一の最終判断を下すことも、加わった当事者を含むすべての当事者に対して別個の判断を下すこともできる。ここで重要なのは、すべての当事者が併合に同意する必要はないことである。

暫定措置および保全措置（第 25 条）

第 25 条は、仲裁法廷が、それにより暫定措置または保全措置を命令することができる権限をリストアップする。仲裁費用や、紛争対象金額の全額または一部に対する担保を求める命令を含む。

第 25.1 条 (c) は、最終的な仲裁判断を条件として、仲裁法廷が暫定的に、仲裁判断において付与する権限をもつ救済を命令するための幅広い権限を定める。両当事者間での金銭の支払いまたは財産の処分を求める暫定的命令を含む。

仲裁判断（第 26 条）

第 26.5 条によれば、仲裁法廷が LCIA にいったん引き渡した後の LCIA 仲裁判断の交付を遅らせる唯一の問題は、仲裁費用の清算である。大部分の紛争では、費用の前払い金は仲裁判断の交付までの仲裁費用にとって十分なので、仲裁判断がいったん書かれたら、当事者によるその受け取りの遅れが生じることは滅多にない。

LCIA 裁判所は、適切に起草され論証された仲裁判断を下すために指名した仲裁法廷の経験および専門知識に依拠し、また修正に関しては第 27 条に依拠して（下記参照）、仲裁団の仲裁判断を審査しない。

仲裁判断の修正（第 27 条）

LCIA 規則の下では LCIA 裁判所による審査はないが、第 27 条は両当事者に、誤記および計算ミスの修正を要請する機会を与え、また特に、提示されたが仲裁判断において判断されていない請求または反対請求に関して、追加の仲裁裁定を要請する機会を与える。

つまり、仲裁法廷が争点を扱わなかったという稀な状況では、両当事者はその遺漏の修正を求めることができる。

仲裁費用および弁護士費用（第 28 条）

LCIA 裁判所は、LCIA が管理する仲裁費用のモニターおよび管理に重要な役割を果たす。

規則第 28.1 条により、仲裁費用（当事者自身が負った弁護士報酬およびその他の費用以外の）は、LCIA 費用明細表に基づき LCIA 裁判所によって決定され、また第 28.2 条により、仲裁判断に記される仲裁費用は、LCIA 裁判所によって決定されるものでなければならない。

これらの目的のため、LCIA 裁判所は、手続中に発生した費用の一覧表、およびそれを裏付ける元帳および請求書を審査する。

機密保持（第 30 条）

仲裁手続の機密保持という（ときに論議を呼ぶ）不文律は、LCIA 規則の中に明示的に定められている。LCIA 規則に基づく仲裁に合意することで、両当事者は法律上の開示の義務または権利を条件として、手続中に提示された資料、仲裁人の審議、およびすべての仲裁判断の機密を保持することを約束する。LCIA の仲裁判断（あるいはその一部）が公表されることはない。

Adrian Winstanley
2002 年 9 月